

◆◆◆—————2024.12.23—————

一般社団法人 日本介護支援専門員協会
メールマガジン No. 1265

◆◆◆

.....【お知らせメニュー】.....

1. 社会保障審議会介護保険部会（第115回 R6.12.9）

—「居宅介護支援に処遇改善加算を」ケアマネ支援策の強化を求める声=社会保障審議会・介護保険部会

【記事作成：介護ニュースJoint】

□介護保険制度の見直しを話し合う社会保障審議会・介護保険部会の9日の会合で、顕在化する人材不足などケアマネジャーをめぐる課題が取り上げられました。

厚生労働省は今月2日に大筋でまとめた検討会（ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会）の「中間整理」を報告。ケアマネジャーの確保・定着に向けて、「他産業・同業他職種に見劣りしない処遇を確保する」と明記したことを説明しました。

あわせて、利用者・家族のニーズに応えてきた結果として大きく広がったケアマネジャーの業務の範囲を、「保険外サービスで対応し得る業務」「他機関につなぐべき業務」などに分類したことも紹介。こうした法定外の業務について、ケアマネジャーに任せきりにすることなく地域課題として捉え直し、支援が途切れない体制づくりを地域ごとに協議するよう自治体に促す方針も示しました。

会合ではこれを受けて、複数の委員がケアマネジャーに対する支援策の一層の強化を呼びかけました。

全国老人保健施設協会の東憲太郎会長は、「居宅介護支援のケアマネジャーは介護報酬の処遇改善加算を得られない。一方、介護施設などで働くケアマネジャーはその恩恵を受けられる」と問題を提起。「この乖離をどうするのか、という議論をしっかり進めてほしい」と述べ、厚生労働省に是正を求めました。

また、高齢社会をよくする女性の会の石田路子副理事長は、「ケアマネジャーの法定外の業務は、地域の高齢者の生活を支える大きな効果を生んでいる。それに見合う高い評価を検討する必要がある」と提言しました。民間介護事業推進委員会の山際淳代表委員は、「法定外の業務を担わざるを得ないという課題には、訪問介護のサービス提供責任者なども直面している。その視点も含め、具体的な対策を更に検討する必要がある」と要請しました。

◆要介護認定が長期化 最大2ヵ月半超も 厚生労働省が対策検討

厚生労働省はこの日の介護保険部会で、審査期間の長期化が課題となっている要介護認定も俎上に載せました。

まず、全国の市町村の厳しい状況を報告しました。

それによると、直近データの2022年度の下半期で、利用者の申請から認定までにかかる期間は平均で40.2日。法律で定められている原則30日以内を大幅に上回っています。中央値は39.4日でした。

介護保険総合データベースで全国1735市町村の状況を分析したところ、同じく2022年度の下半期の審査期間は最短で20.0日、最長で78.7日。2ヵ月半以上かかるケースもあることが分かりました。平均が30日以内の市町村は、全体の5.6%(97市町村)にとどまることも明らかになりました。

こうした状況の背景には、高齢化の進展や専門職の人材不足などがあります。申請件数の増加に対応が追いつかず、半ば“パンク状態”に陥っている地域も少なくないのが実情です。

厚生労働省は今後、要介護認定の効率化、負担軽減に向けた具体策を検討する方針です。さしあたり今年度は、市町村ごと、都道府県ごとの審査期間などの一覧を公式サイトで公表します。あわせて、るべき審査期間の目安も提示します。市町村がそれにできるだけ近づけるよう、好事例の取り組みなどをそれぞれ進めるよう促す考えです。この日の介護保険部会で、こうした計画を新たに示しました。

本丸のより具体的な効率化策については、2027年度の制度改革などに向けて議論を深めていく構えです。認定調査や主治医意見書、認定審査会などのあり方が焦

点で、AIをうまく活用することを求める声もあがっています。

◆小林副会長が今後の検討に向け提案

当協会より委員として出席した小林広美副会長は、今後の効率化策の検討に向けて、「それぞれの市町村で認定審査会がどのように開催されているのか。そのことも審査期間の長短に関わってくるので、数や頻度なども含めて実態を丁寧に見ていく必要がある」と指摘しました。

あわせて、「認定調査では特記事項を書くのに多くの手間がかかる。認定調査の内容確認の過程でも、特記事項のばらつきが課題だという意見が出ている。こうした状況には、認知症介護の実態が選択項目で十分に反映できていないことも関係していると思う。今後の検討過程では、選択項目のあり方も考えていく必要があるのではないか」と提案しました。

▽▼資料はこちらから（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_46380.html

◆-----◆
現在募集中の研修等（詳細はリンク先をご確認ください、一部、要ログイン）
◆-----◆

□小規模多機能型居宅介護ケアマネジメント実務の手引き研修

<https://www.jcma.or.jp/?p=784792>

□第7回災害支援ケアマネジャー養成研修会

<https://www.jcma.or.jp/?p=784867>

□第10回三団体合同研修会

<https://www.jcma.or.jp/?p=785395>

□ご登録アドレスについて

- ・メールアドレスの変更等、会員情報に関しては下記ページにて承っております。
(会員専用 My ページ>会員情報の変更)

https://www.jcma.or.jp/?page_id=28

- ・配信先をスマートフォンや携帯電話、パソコンのメールアドレスに設定する等、受信する環境によって使い分けていただくことを推奨します。
- ・システムの都合上、同じメールアドレスで複数の方が登録されている場合、ご登録いただいた人数分が配信されてしまいます。できましたら、個人アドレスへの変更をお願いします。

□メールマガジンについて

- ・メールマガジンのバックナンバーは、ホームページの会員専用 My ページに掲載しています。
- ・メールのレイアウトが崩れて見える場合は「MS ゴシック」や「Osaka 等幅」など等幅フォントでご覧ください。
- ・本メールの送信アドレスに、返信やお問い合わせを頂いてもご返答することができません。ご不明な点・ご質問などございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

発行：一般社団法人 日本介護支援専門員協会

メール info@jcma.or.jp

ホームページ <http://www.jcma.or.jp>

Facebook ページ <https://www.facebook.com/caremanager.japan/>

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1丁目11番地 金子ビル2階

TEL.03-3518-0777 FAX.03-3518-0778

◆個人情報保護方針について

<https://www.jcma.or.jp/?p=5291>
